

令和4年1月11日

教職員各位

学 長
附 属 病 院 長

新型コロナウイルス感染者の急拡大に伴う
感染拡大防止に係る対応について

新型コロナウイルスの感染者が全国的に急拡大しており全国の新規感染者数が1月8日には8,000人を超え、府内においても1月9日の新規感染者数が215人となり、先週1週間の新規陽性者数は、先々週に比べ4.8倍に増加しています。感染力が強いとされる「オミクロン株」への置き換わりが進んでいる可能性が指摘され、今後の感染者数のさらなる増加が危惧されるところです。

また、他府県の医療機関においては、数百名の職員が陽性又は濃厚接触者となり、入院又は自宅待機者が発生し、診療体制を維持することが困難な状況となっております。

さらに、本学においても学生に陽性者、濃厚接触者が出ています。

このような急激な感染拡大状況を踏まえ、医療人として下記のことには留意して行動するとともに、引き続き基本的な感染防止対策を徹底願いたい。

1 会食等について

- 家族や普段一緒に居る人以外との会食は人数や会食時間に関わらず自粛すること。
- 家族や普段一緒に居る人との会食は、京都府のガイドライン（きょうとマナー）を遵守し、会食時間は2時間で同一テーブル4人までを目安とすること。また、会食する物同士が、感染が懸念されるような健康状態ではないことを確認すること。
- 飲食を伴う行事の主催は禁止すること。
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

2 外出及び国内での移動について

- 不要不急の外出を自粛すること、特に、20時以降の不要不急の外出を自粛すること。
- 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- 都道府県をまたぐ往来は自粛すること。感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えること。

3 職場への出勤等について

- 各所属長は、所属職員の在宅勤務（テレワーク）やサテライト勤務、時差出勤を積極的に推進すること。
- テレワーク等が困難な場合、週休の分散化、休暇取得等職場での密を回避すること。
- 職場における職員同士の距離を確保するとともに、換気の励行や複数人が触る箇所を定期的に消毒すること。

4 その他

- ワクチンの3回接種した者も、正しいマスクの着用、手洗い、消毒などの基本的な感染防止対策はもちろん、上記の取り組みを徹底すること。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と接触した場合は、速やかに保健管理センター（電話 075-251-5080）に電話すること。

問い合わせ先
総務課給与厚生係（内 5 1 1 0）